

資料2－7

玄海原子力発電所1号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六－2 改2
提出年月日	令和元年11月14日

玄海原子力発電所1号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、
維持管理対象設備の
選定結果について

令和元年11月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所1号炉

維持管理対象施設、解体対象施設、措置止まりについて(1/4)

玄海原子力発電所1号炉

維持管理対象施設、解体対象施設、措置禁止について(2/4)

THE JOURNAL OF CLIMATE

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について（3/4）

設置区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	該当する本文記載設備	廃止措置対象施設 ○：解体対象施設 ×：解体対象施設から除外する施設	内 訳	内 訳	供用手序	判定	判定	備考
88						1, 2	×		
89						1	○		
90						1	○		
91						1, 2	×		
92						1	×		
93						1, 2	×		
94						1	×		
95						1	×		
96						1	×		
97						1, 2	△		
98						1, 2	△		
99						1, 2	△		
100						○	×		
101						1	×		
102						1	×		
103						1	×		
104						1	×		
105						1	×		
106						1	○		
107						1	×		
108						1, 2	△		
109						1, 2	△		
110						1, 2	△		
111						1, 2	△		
112						1, 2	△		
113						1, 2, 3, 4	×		
114						1	○		
115						1	○		
116						1	○		
117						1, 2, 3, 4	×		
118						1, 2, 3, 4	×		
119						1, 2, 3, 4	×		
120						1, 2, 3, 4	×		

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の主要事項に基づき維持・管理対象設備として選定する設備
※ 1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び保有燃料設備」を該当するよう当該燃料物貯蔵設備及び核燃料物貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
※ 2：廃止措置計画審査基準「他の安全確保上必要な設備、照明設備、補機冷却装置等」については、過剰の機能が確保されるよう維持管理する場合、「所要の機能を満足する」として必要となる場合に限り、該設備を適切に維持管理すること。
※ 3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵及び放射性廃棄物の処理」において必要な場合、放射能測定装置の撤去が必須の場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉建屋外への放出の防止及び他区域への移行の防止のため空気の浄化が必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。
※ 4：廃止措置計画審査基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所1号炉

維持管理対象施設、解体対象施設、措置禁止について(4/4)

施設区分 (設置許可本文)		設置等の区分 (設置許可本文)		設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設 ○：解体対象施設 ×：解体対象施設から除外する施設		維持管理対象設備 ○：機能を維持すべき設備 △：機能維持が不適切な設備 △：2号炉で維持管理する設備		設置利用元	
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	供用号炉	判定	判定	判定	添付書類六に記載の設備	
121	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	1	○	○	○	原子炉格納容器	設置許可本文
122		原子炉格納容器空気再循環設備						1	○	×		—	—
123		原子炉格納容器換気設備							○			格納容器給気ファン	設置許可本文
124		原子炉格納容器換気設備							○			格納容器給気ユニット	設置許可本文
125	原子炉格納容器	原子炉格納容器換気設備						1	○	○	○	格納容器排気ファン	設置許可本文
126	その他的主要な事項	アニュラス空気再循環設備						1	○	○	○	格納容器排気ユニット	設置許可本文
127		アニュラス空気再循環設備						1	○	○	○	原子炉格納容器排氣筒	設置許可本文
128		原子炉格納容器アブレイ装置						1	○	×		—	—
129		受電系統						1	○	○	○	受電系統	設置許可本文
130	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備						1	2	○	×	受電系統	—
131		原子炉補機冷却海水設備						1	2,3,4	×		—	—
132		ディーゼル発電機						1	○	○	○	ディーゼル発電機	設置許可本文
133		蓄電池						1	○	○	○	蓄電池	設置許可本文
134	原子炉補機冷却海水設備							1	—	○	○	海水ポンプ	設置許可本文
135		原子炉補機冷却海水設備						1	—	○	○	原子炉補機冷却熱交換器	設置許可本文
136		原子炉補機冷却海水設備						1	—	○	○	原子炉補機冷却海水ポンプ	設置許可本文
137		原子炉補機冷却海水設備						1	—	○	○	原子炉補機冷却サージタンク	設置許可本文
138		原子炉補機冷却海水設備						—	○	—	○	補機室給気ファン	設置許可本文
139		原子炉補機冷却海水設備						—	○	—	○	補機室給気ユニット	設置許可本文
140		原子炉補助建屋換気設備						—	x	—	—	安全補機室排気ファン	設置許可本文
141		建物及び構築物						1	—	x	—	安全補機室排気ユニット	設置許可本文
142	その他主要な施設	タービン建屋						1	○	—	○	補助建屋排気ファン	設置許可本文
143		タービン建屋						—	—	—	—	補助建屋排気ユニット	設置許可本文
144		発電所補助施設						—	—	—	—	原子炉補助建屋排氣筒	設置許可本文
145		発電所補助施設						1	○	—	—	タービン建屋	設置許可本文
146		発電所補助施設						—	x	—	—	中長制御室換気設備	設置許可本文
147		放射線管理室排氣ファン						—	△	—	—	放射線管理室給氣ファン	設置許可本文
148		放射線管理室排氣ユニット						—	△	—	—	放射線管理室排氣ユニット	設置許可本文
149		放射線管理室排氣ファン						—	△	—	—	放射線管理室排氣ファン	設置許可本文
150		放射線管理室排氣ユニット						1, 2	—	—	—	放射線管理室排氣ユニット	設置許可本文
151		放射線管理室排氣ファン						—	△	—	—	放射線管理室排氣ファン	設置許可本文
152		放射線管理室排氣ユニット						—	△	—	—	放射線管理室排氣ユニット	設置許可本文
153		放射線管理室排氣ファン						—	△	—	—	放射線管理室排氣ユニット	設置許可本文
154		放射線管理室排氣ユニット						—	△	—	—	放射線管理室排氣ユニット	設置許可本文
155	消火設備							1	—	○	—	消火栓	設置許可本文
156								1	—	○	—	消火栓	設置許可本文
157	照明設備							1	—	○	—	非常用照明	設置許可本文